○文部科学省告示第百五十八号

専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号）第三条の規定に基づき、当該課程を修了した者が高度専門士と称することができる課程として認めた次の専修学校の専門課程について、平成二十二年三月三十一日をもって廃止されたので、同規程第四条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十二年十一月二十九日

文部科学大臣　髙木　義明

位置	専修学校名	課程名
東京都	東京エアトラベル・ホテル専門学校	商業実務専門課程　観光マネジメント学科
	東京工学院専門学校	芸術専門課程　経営デザイン科
		工業専門課程　経営工学科
	東洋美術学校	造形専門課程　視覚伝達デザイン科
		造形専門課程　プロダクトデザイン科
大阪府	大阪外語専門学校	外国語専門課程　総合エアライン科
	大阪ハイテクノロジー専門学校	教育・社会福祉専門課程　健康福祉科学科
	トライデントコンピュータ専門学校大阪	情報処理専門課程　情報セキュリティ学科
福岡県	福岡医療リハビリテーション専門学校	医療専門課程　理学療法科

○文部科学省告示第百五十九号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条第三号の規定に基づき、学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年十一月二十九日

文部科学大臣　髙木　義明

学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示

学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示（平成十七年文部科学省告示第百六十七号）の一部を次のように改正する。

表一国立函館視力障害センター高等課程あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう科の項中「昭和六十一年三月一日」の下に「（平成二十二年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の前に次のように加える。

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局函館視力障害センター高等課程あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう科	平成二十二年四月一日

表八関東高等専修学校工業高等課程航空科の項中「平成十八年四月一日」の下に「（平成二十二年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表関東高等専修学校工業高等課程自動車科の項中「平成五年三月一日」の下に「（平成二十二年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表関東高等専修学校工業高等課程マルチメディア科の項及び関東高等専修学校工業高等課程輸送サポート科の項中「平成十八年四月一日」の下に「（平成二十二年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表高等専修学校羽成ファッションスクール家政高等課程服装科の項の次に次のように加える。

専修学校つくば総合高等学園工業高等課程空港実務科	平成二十二年四月一日
専修学校つくば総合高等学園工業高等課程自動車科	平成二十二年四月一日
専修学校つくば総合高等学園工業高等課程総合学科	平成二十二年四月一日
専修学校つくば総合高等学園工業高等課程マルチメディア科	平成二十二年四月一日

表九国立塩原視力障害センター高等課程あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう科の項中「昭和六十一年三月一日」の下に「（平成二十二年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局塩原視力障害センター高等課程あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう科	平成二十二年四月一日

表十一浦和美術専門学校文化教養高等課程美術科の項中「平成八年三月一日」の下に「（平成二十二年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の前に次のように加える。

浦和美術専門学校・高等専修学校文化教養高等課程美術科	平成二十二年四月一日

表十一大川学園高等専修学校商業実務高等課程情報ビジネス科の項中「平成十七年四月一日」の下に「（平成二十二年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表熊谷文化服装専門学校家政高等課程服装学科の項の次に次のように加える。

グルノーブル美容専門学校美容高等課程美容科	平成二十四年三月一日
グルノーブル美容専門学校美容高等課程美容科Ⅱ部	平成二十四年三月一日

表十二正心実業専門学校家政高等課程服装ビジネス科の項の次に次のように加える。

（専）中央自動車大学校工業高等課程自動車整備科	平成二十四年三月一日
専門学校野田鎌田学園工業高等課程情報高等科	平成二十二年四月一日

表十二専門学校野田鎌田学園高等課程ハイテク電子科の項中「平成十三年三月一日」の下に「（平成二十二年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表十三専門学校東京トフィ・クリエイト服飾高等課程服飾科の項の次に次のように加える。

専門学校東京ビジネス外語カレッジビジネス高等課程国際ビジネス科	平成二十三年三月一日

表十三東京フィルムセンタースクールオブアート専門学校文化・教養高等課程映画総合科の項中「平成十九年三月一日」の下に「（平成二十二年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の前に次のように加える。

東京フィルムセンター映画・俳優専門学校文化・教養高等課程映画総合科	平成二十二年四月一日

表十三武蔵野東技能高等専修学校家政高等課程家政科の項中「平成元年三月一日」の下に「（平成二十二年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表武蔵野東技能高等専修学校技能高等課程情報処理科の項中「平成十年四月一日」の下に「（平成二十二年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表武蔵野東技能高等専修学校芸術高等課程芸術科の項中「平成元年三月一日」の下に「（平成二十二年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表武蔵野東技能高等専修学校文化教養高等課程体育科の項中「平成十八年三月一日」の下に「（平成二十二年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。